

# 経 済 産 業 省

平成 21・08・26 商第 2 号

電気用品の技術上の基準を定める省令第 2 項の規定に基づく基準の一部を改正する  
基準を次のように制定する。

平成 2 1 年 9 月 1 1 日

経済産業大臣 二階 俊博

電気用品の技術上の基準を定める省令第 2 項の規定に基づく基準の一部  
を改正する基準

電気用品の技術上の基準を定める省令第 2 項の規定に基づく基準（平成 1 4 ・ 0 3 ・  
1 3 商第 6 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この基準は、平成 2 2 年 9 月 1 日から施行する。

(別紙)

電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準の一部を改正する新旧対照条文(傍線部分は改正部分)

電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準(平成14・03・13商第6号)

改正後	現行											
<p>1 省令第2項の規定に基づき経済産業大臣が認める基準は、次の表1、2、3、4及び5に掲げる基準とし、それぞれ該当する基準を適用するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 基準中で国際規格を引用する場合であって、表1、2、3、4及び5の中に当該国際規格に対応する基準がある場合にはこれを適用するものとする。</p>	<p>1 省令第2項の規定に基づき経済産業大臣が認める基準は、次の表1、2、3及び4に掲げる基準とし、それぞれ該当する基準を適用するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 基準中で国際規格を引用する場合であって、表1、2、3及び4の中に当該国際規格に対応する基準がある場合にはこれを適用するものとする。</p>											
表1.～表4. (略)	表1.～表4. (略)											
表5. 事故未然防止に係る安全基準	(新設)											
<table border="1"><thead><tr><th colspan="3">基準</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>基準番号</th><th>表題</th><th>本文</th></tr></thead><tbody><tr><td>J3000(H21)</td><td>事故未然防止に係る安全基準</td><td>別紙206</td><td></td></tr></tbody></table>	基準			備考	基準番号	表題	本文	J3000(H21)	事故未然防止に係る安全基準	別紙206		
基準			備考									
基準番号	表題	本文										
J3000(H21)	事故未然防止に係る安全基準	別紙206										
別紙6 (略)	別紙6 (略)											
別紙21～別紙23 (略)	別紙21～別紙23 (略)											
別紙97 (略)	別紙97 (略)											

別紙 1 0 3 ~ 別紙 1 0 7 (略)

別紙 1 0 9 ~ 別紙 1 1 3 (略)

別紙 1 1 5 ~ 別紙 1 3 3 (略)

別紙 1 3 5 ~ 別紙 1 5 1 (略)

別紙 1 6 0 ~ 別紙 1 7 0 (略)

別紙 1 8 1 (略)

別紙 1 8 6 ~ 別紙 1 8 8 (略)

別紙 1 9 7 (略)

別紙 1 9 9 ~ 別紙 2 0 5 (略)

別紙 2 0 6 J3000(H21) 事故未然防止に係る安全基準

事故未然防止に係る安全要求事項

1. 共通要求事項

電気用品安全法施行令(昭和37年政令324号)別表第1第6号から第9号まで及び別表第2第7号から第11号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機にあつては、次に適合すること。

JIS C 8283-1(2008)「家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ - 第1部: 一般要求事項」に規定する機器用カプラを使用するものにあつては、コネクタを抜き差しするとき、機器用インレットの端子

別紙 1 0 3 ~ 別紙 1 0 7 (略)

別紙 1 0 9 ~ 別紙 1 1 3 (略)

別紙 1 1 5 ~ 別紙 1 3 3 (略)

別紙 1 3 5 ~ 別紙 1 5 1 (略)

別紙 1 6 0 ~ 別紙 1 7 0 (略)

別紙 1 8 1 (略)

別紙 1 8 6 ~ 別紙 1 8 8 (略)

別紙 1 9 7 (略)

別紙 1 9 9 ~ 別紙 2 0 5 (略)

(新設)

はんだ付け部に機械的応力が加わらない構造であること。ただし、はんだ付けのみに依存しないように機器用インレットそのものを固定したものは、この限りでない。

適否は、目視検査によって判定する。

## 2．個別要求事項

(1) 電気ストーブであって、かつ、電力調整用ダイオードを並列接続しているものにあつては、1のダイオードが開放された状態でも異状がないこと。

適否は、次によって判定する。

1のダイオードが主回路の電流以上の定格容量を有しており、並列接続されたダイオードは、同一仕様のものであること。

並列に接続されたダイオードの一方を切り離した状態でJIS C 9335-2-30(2006)の11に規定する温度上昇試験を行ったとき、これに適合すること。

(2) 赤熱する発熱体を有する電気ストーブにあつては、次に適合すること。

保護枠又は保護網は、塗装又は接着材料を用いた表面加工を施さないこと。

(a)及び(b)に示す箇所に、次の主旨を明りょうに判読でき、かつ、理解しやすい用語により、表示すること。

(a) 機器本体の見やすい箇所

(b) 取扱説明書その他の製品に添付する書面

「注意 当該機器から、使用初期段階で揮発性有機化合物及びカルボニル化合物が最も放散するおそれがあるため、その際には十分換気を行うこと。」旨

適否は、目視検査によって判定する。

## 3．機器に使用される部品の要求事項

(1) 電気冷房機、電気洗濯機、電気冷蔵庫又は電気冷凍庫に使用するJIS C 4908(2007)の適用範囲に含まれる電動機用のコンデンサにあっては、次に適合すること。

JIS C 4908(2007)で規定する保安装置内蔵コンデンサ、保安機構付きコンデンサ又はIEC 60252-1(2001)で規定するクラスP2コンデンサであること。ただし、次のいずれかに適合するものにあつてはこの限りでない。

コンデンサの不具合による、炎又は溶融物の拡散を防ぐ、金属又はセラミックの外郭に収められているもの。ただし、外郭には、コンデンサをモータに接続配線するための開口部があつてもよい。

隣接する非金属部に対して、コンデンサの外側表面からの隔離距離が50mmを超えるもの。

コンデンサの外側表面から50mm以内の隣接する非金属部がJIS C 9335-1(2003)の附属書Eに規定するニードルフレーム試験に適合するもの。

コンデンサの外側表面から50mm以内の隣接する非金属部がJIS C 60695-11-10(2006)の燃焼性分類がV-1に適合すること(分類に使用される試験サンプルは、該当部分よりも厚い材料でないこと)。

(2) 電気冷蔵庫又は電気冷凍庫に使用する電源に直接接続する差し込みプラグにあっては、次に適合すること。

コンセントとの突き合わせ面に接するプラグの外表面であつて、その栓刃(接地極を除く。)に直接接する絶縁材料にあっては、JIS C 2134(2007)に規定するPTIが400以上であること。ただし、CTIが400以上の絶縁材料で成形したものにあってはこの限りでない。

栓刃間(接地極を除く。)を保持する絶縁材料にあっては、JIS C 60695-2-11(2004)又はJIS C 60695-2-12(2004)に規定するグ

ローワイヤ試験を試験温度750で行ったとき、これに適合する  
ものであること。ただし、JIS C 60695-2-13(2004)に従ったグロ  
ーワイヤ着火温度が775 レベル以上の材料は、この限りでない。